

令和6年小樽市議会第1回定例会提出予定議案

(予 算 議 案)

- 議案1 令和6年度小樽市一般会計予算
- 議案2 令和6年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
- 議案3 令和6年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
- 議案4 令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案5 令和6年度小樽市住宅事業特別会計予算
- 議案6 令和6年度小樽市介護保険事業特別会計予算
- 議案7 令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案8 令和6年度小樽市病院事業会計予算
- 議案9 令和6年度小樽市水道事業会計予算
- 議案10 令和6年度小樽市下水道事業会計予算
- 議案11 令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
- 議案12 令和6年度小樽市簡易水道事業会計予算
- 議案13 令和5年度小樽市一般会計補正予算（先議分）
- 議案14 令和5年度小樽市一般会計補正予算
- 議案15 令和5年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案16 令和5年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
- 議案17 令和5年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案18 令和5年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案19 令和5年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案20 小樽市PPP/PFI事業者選定委員会条例案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業等（以下「特定事業等」という。）を実施する事業者の選定を行う目的で、附属機関として、PPP/PFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を新たに設置するもの
《主な制定内容》

- ① 特定事業等に係る事業者を、競争性、公平性及び透明性を確保して選定するため、特定事業等ごとに、市長の附属機関として、選定委員会を置くことを規定
 - ② 市長の諮問に応じ、特定事業等の実施方針や実施する民間事業者の選定に関することなどについて調査審議し、市長に答申することを規定
 - ③ 9人以内の委員で組織し、学識経験者等のうちから市長が委嘱することを規定
 - ④ 委員の任期は、市長が委嘱した日から答申を行う日までとすることを規定
- 施行期日 公布の日

議案21 小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和5年6月9日公布、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行等）に伴い、所要の改正（法別表第2の削除に伴う定義付けされた用語への置換え）を行うもの

施行期日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

議案22 小樽市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案

地方自治法の一部改正（令和5年5月8日公布、令和6年4月1日施行等）に伴い、会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給に係る規定を整備するとともに、所要の改正（文言整理）を行うもの

《改正内容》

会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給に係る規定の整備

- ① 育児休業期間中であっても、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある会計年度任用職員に対して、正規職員と同様に、期末手当及び勤勉手当を支給する。
- ② 企業職員（水道局及び病院局の職員）である会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給することとし、育児休業期間中にある場合は、①と同様の取扱いとする。

《改正条例》

- ① 小樽市職員の育児休業等に関する条例
- ② 小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ③ 小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

施行期日 令和6年4月1日

議案23 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案

特別職（市長、副市長及び教育長）の給料月額に係る独自削減について、令和6年4月分以降の減額率を引き下げるもの

《改正内容》

給料月額に係る独自削減の減額率の引下げ

	(参考) 平成30年度 途中まで	改正前 (平成30年度途中から 令和5年度まで)	改正後 (市長が公約で掲げた減額率)
市長	▲15%	▲25% (H30.11月～)	▲10% (90/100)
副市長	▲9%	▲15% (H31.1月～)	▲6% (94/100)
教育長	▲6.5%	▲10% (")	▲3.5% (96.5/100)

施行期日 令和6年4月1日

議案24 小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給に係る在職期間の取扱いを見直すほか、正規職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給割合を引き上げるもの

《改正内容》

① 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

- ア フルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、6月及び12月に勤勉手当（年間1.05月分）を支給する。
イ パートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）についても、アと同様に勤勉手当を支給する。

② 期末手当及び勤勉手当の支給に係る在職期間の取扱いの見直し

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たっては、同一所属かつ同一職種で任用された場合のみ、年度をまたいだ場合も含め、期末手当に係る在職期間を通算することとしていたが、期末手当・勤勉手当ともに、同じ小樽市の会計年度任用職員であれば、異なる所属又は職種で任用された場合でも、手当支給に係る在職期間を通算するよう取扱いを見直す。

③ 会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給割合の引上げ

正規職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給割合（年間2.4月分→年間2.45月分）を引き上げる。

施行期日 令和6年4月1日

議案25 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正（令和4年6月17日公布等、令和6年4月1日施行）に伴い、引用する法令の名称を変更する（「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」→「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」など）もの

施行期日 令和6年4月1日

議案26 小樽市債権管理条例の一部を改正する条例案

民法の一部改正（令和3年4月28日公布、令和5年4月1日施行）に伴い、「相続財産管理人」を「相続財産清算人」に名称変更するもの

施行期日 公布の日

議案27 小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準府令（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）の一部改正（令和5年12月26日公布、令和6年4月1日施行等）に伴い、改正後の基準府令のとおり適用させるもの

《基準府令の改正内容》

- | |
|---|
| ・インターネットを利用した重要事項の公表の追加（令和6年4月1日から）
特定教育・保育施設において、運営規程の概要や職員の勤務体制などの重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けるもの |
| ・文言の適正化（公布の日から）
「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」→「電磁的記録媒体」に変更（使用する記録媒体について、特定の媒体に偏っていないことを明らかにする観点） |

施行期日 公布の日

議案28 小樽市さくら学園条例及び小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案

児童福祉法の一部改正（令和4年6月15日公布、令和6年4月1日施行等）に伴い、所要の改正（引用条項の変更及び「医療型児童発達支援」が「児童発達支援」に一本化されることに伴う文言の削除）を行うもの

施行期日 令和6年4月1日

議案29 小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条例案

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正（引用条項の変更）を行うもの
《改正条例》

- ① 小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例
- ② 小樽市水道事業等の設置等に関する条例
- ③ 小樽市簡易水道事業設置条例
- ④ 小樽市病院事業の設置等に関する条例

施行期日 令和6年4月1日

議案30 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

国民健康保険法の一部改正（令和5年5月19日公布、令和6年4月1日施行等）により退職者医療制度の経過措置が廃止されることに伴う関係規定の整備を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正（令和6年1月26日公布、同年4月1日施行）に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額を改定し、及び低所得者の保険料の軽減措置に係る判定所得を引き上げるほか、保険料の賦課割合の変更及び所要の改正（引用条項の変更及び文言整理）を行うもの

《改正内容》

- ① 退職者医療制度の経過措置廃止に伴う関係規定の整備

退職者医療制度の経過措置廃止に伴い、関連する条項及び文言を削除する。

- ② 後期高齢者支援金等賦課限度額の改定

法定限度額に合わせるため、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を引き上げる。

賦課限度額	改正前	改正後	令和6年度法定額
基礎分	65万円	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	22万円	<u>24万円</u>	24万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円

- ③ 低所得者の保険料の軽減措置に係る判定所得の引上げ

低所得者の保険料の応益分（均等割・平等割）について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げる（5割軽減：29万円→29万5,000円、2割軽減：53万5,000円→54万5,000円）。

- ④ 保険料の賦課割合の変更

全道統一的な保険料率（標準保険料率）に近づけるため、応益割の割合を引き上げ、応能割（所得割）の割合を引き下げる。

	改正前	改正後	標準保険料率賦課割合 （※目標値）
応能割（所得割）	43	42	36
応益割 （均等割 + 平等割）	57	58	64
	$\left(\begin{array}{c} 33 \\ + \\ 24 \end{array} \right)$	$\left(\begin{array}{c} 34 \\ + \\ 24 \end{array} \right)$	$\left(\begin{array}{c} 37 \\ + \\ 27 \end{array} \right)$

施行期日 令和6年4月1日

議案31 小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案

激変緩和措置として実施してきた市町村特別給付である介護用品助成事業（紙おむつその他の介護用品の購入費用の一部を助成する事業）を廃止するとともに、介護保険法施行令の一部改正（令和6年1月19日公布、同年4月1日施行）を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めるもの

《改正内容》

① 市町村特別給付の廃止

市町村特別給付について規定している条文を削除

② 令和6年度から令和8年度までの保険料率の設定

令和6年度から令和8年度までの保険料率について、保険料段階を13段階に増やし（これまでは10段階）、当該各段階に応じた保険料率を設定するとともに、引用する算定の根拠条項を変更する。

施行期日 令和6年4月1日

議案32 小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

基準省令等（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）の一部改正（令和6年1月25日公布、同年4月1日施行）に伴い、改正後の基準省令等のとおり適用させるとともに、所要の改正（文言整理）を行うもの

《基準省令等の主な改正内容》

・利用者の安全等の検討に係る委員会の設置（3年間の経過措置あり）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるもの

・身体的拘束等の適正化の推進

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その理由の記録を義務付けるもの

・重要事項のウェブサイトへの掲載（1年間の経過措置あり）

事業者において、運営規程の概要や訪問介護従事者等の勤務体制などの重要事項について、ウェブサイトに掲載することを原則義務付けるもの

施行期日 公布の日

議案33 小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案

基準省令（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）の一部改正（令和6年1月25日公布、同年4月1日施行）に伴い、改正後の基準省令のとおり適用させるとともに、事故発生時の対応に係る独自基準を設けるほか、所要の改正（文言整理）を行うもの

《基準省令の主な改正内容》

<p>・指定介護予防事業者の人員に関する基準の整備 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに1人以上の介護支援専門員を置かなければならないこととするとともに、管理者については、原則、常勤かつ主任介護支援専門員でなければならないこととするなど、人員に関する基準を整備するもの</p>
<p>・身体的拘束等の適正化の推進 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その理由の記録を義務付けるもの</p>
<p>・重要事項のウェブサイトへの掲載（1年間の経過措置あり） 事業者において、運営規程の概要や担当職員の勤務体制などの重要事項について、ウェブサイトに掲載することを原則義務付けるもの</p>

《事故発生時の対応に係る独自基準の設定》

基準省令において、事業者は、指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、必要な措置を講じ、当該措置に係る記録を行うこととしているが、これに加えて、市への報告を求める旨の独自基準を設定するもの

施行期日 公布の日

議案34 小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

基準省令（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）の一部改正（令和6年1月25日公布、同年4月1日施行）に伴い、改正後の基準省令のとおり適用させるとともに、所要の改正（文言整理）を行うもの

《基準省令の主な改正内容》

<p>・事業者の負担の軽減 事業者の負担軽減を図るため、事業者が指定居宅介護支援の提供をする際に、あらかじめ、利用者等に説明し、理解を得なければならぬとされていた事項の一部（直近6か月に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスの利用割合など）を努力義務とするもの</p>
<p>・身体的拘束等の適正化の推進 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その理由の記録を義務付けるもの</p>
<p>・重要事項のウェブサイトへの掲載（1年間の経過措置あり） 事業者において、運営規程の概要や介護支援専門員の勤務体制などの重要事項について、ウェブサイトに掲載することを原則義務付けるもの</p>

施行期日 公布の日

議案35 小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案

商店街団体が行う公的利便施設（アーケードや街路灯など）の改修等について助成金を交付するとともに、助成金の交付要件の弾力化を図るほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 公的利便施設の改修等に係る助成金の交付
現行の公的利便施設の設置に対する助成に係る規定に、改修等に対する助成に係る規定（文言）を追加する。
- ② 助成金の交付要件の弾力化
現在、助成金が交付されるのは、公的利便施設の設置に要した費用が5,000万円以上である場合とされているが、改修等を含めて経費の下限を規則で定めることとする。
- ③ 所要の改正
公的利便施設の設置、改修等に要した費用のうち、市長が定める費用が助成の対象であることを明記する。

施行期日 令和6年4月1日

議案36 小樽市観光物産プラザ条例を廃止する条例案

地場製品の普及及び観光情報の提供機能が新たに設置される小樽国際インフォメーションセンターに移転されることに伴い、観光物産プラザを廃止するもの

施行期日 令和6年4月1日

議案37 小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

小樽都市計画新光町地区地区計画の変更に伴い、新光町地区地区整備計画区域における建築物の用途の制限について見直しを行うとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 利便施設地区関係

項目	改正前	改正後
計画地区の名称	利便施設地区	低層一般住宅・利便地区
建築可能な建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品販売業を営む店舗又は飲食店 ・ 日用品販売店や理髪店などの用途を兼ねる住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸建て住宅（専用住宅） ・ 理髪店、パン屋、学習塾などの用途を兼ねる住宅 ・ 共同住宅 ・ 物品販売業を営む店舗若しくは飲食店又はこれらの用途を兼ねる住宅 ・ 2戸の長屋で、専用住宅及び兼用住宅からなるもの
容積率の最高限度	—	10分の8
建蔽率の最高限度	—	10分の5
敷地面積の最低限度	300平方メートル	200平方メートル
外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	1メートル	1メートル
高さの最高限度	10メートル	10メートル
垣又は柵の高さの制限	1.2メートル	1.2メートル

② 集合住宅地区関係

建築可能な建築物として保育所又は幼保連携型認定こども園を追加

- ③ 所要の改正として、保育所には「保育所型認定こども園」及び「地方裁量型認定こども園」が、幼稚園には「幼稚園型認定こども園」が含まれることなどを明記

施行期日 令和6年4月1日

議案38 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

運送事業用以外のマイクロバスの利用ニーズを踏まえ、堺町観光バス駐車場に駐車することができる自動車を見直すとともに、所要の改正（文言整理）を行うため、令和5年第2回定例会で議決を得て公布した小樽市駐車場条例の一部を改正する条例（令和5年7月7日公布、令和6年4月1日施行等）の一部改正を行うもの

《改正内容》

堺町観光バス駐車場に駐車することができる自動車について、原則、貸切り観光バスなどの運送事業用のみとしていたが、これに限定せず、「乗車定員11人以上の普通自動車」の駐車を可能とする。

施行期日 公布の日

議案39 小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

建築基準法の一部改正（令和4年6月17日公布・令和6年4月1日施行等、令和5年6月16日公布・令和6年4月1日施行）に伴い、耐火構造を求める建築物の部分に特定主要構造部に限定する（「主要構造部」から、火災時の損傷によって防火上及び避難上の支障が生じる部分である「特定主要構造部」に変更）とともに、建築確認申請書の記載事項変更届の提出先等として建築副主事を追加するほか、所要の改正（引用条項の変更及び文言整理）を行うもの

施行期日 令和6年4月1日

議案40 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

水道法の一部改正（令和5年5月26日公布、令和6年4月1日施行）により、水道整備・管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、主務大臣を変更（「厚生労働大臣」→「国土交通大臣及び環境大臣」）するもの

施行期日 令和6年4月1日

議案41 小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正（令和6年2月9日公布、同年4月1日施行）に伴い、補償基礎額を引き上げるもの

《改正内容》

- ① 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額：8,900円→9,100円
- ② 非常勤消防団員の補償基礎額の増額改定

（例）勤務年数が10年未満の団長及び副団長：12,440円→12,500円

施行期日 令和6年4月1日

議案42 小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案

消防法施行令の一部改正（令和6年1月17日公布、同年4月1日施行）に伴い、消防用設備等の設置基準を緩和するとともに、所要の改正（文言整理）を行うもの

《改正内容》

消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び避難器具の設置基準について、以下のとおり緩和する。

	設置基準（設置が緩和される要件）
改正前	<u>主要構造部の全て</u> を耐火構造とすること。
改正後	<u>特定主要構造部</u> を耐火構造とすること。

施行期日 令和6年4月1日

議案43 小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（令和5年12月6日公布、令和6年4月1日施行等）に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に係る審査手数料を改定するもの

（例）危険物の貯蔵最大数量1,000kℓ以上5,000kℓ未満：1,180,000円→1,450,000円

施行期日 令和6年4月1日

議案44 工事請負変更契約について

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 10億2,702万6,000円

変更後 10億7,197万2,000円

② 契約の相手方

小樽市緑1丁目5番1号

阿部・福島・西條共同企業体

議案45 工事請負変更契約について（先議分）

桂岡小学校校舎等耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 4億150万円

変更後 4億1,242万3,000円

② 契約の相手方

小樽市若竹町3番1号

近藤・西條・福島共同企業体

議案46 動産の取得について

次の物品を取得するもの

- ① 物品名 ロータリ除雪車（2.2m／2,300t級）その1
- ② 取得金額 5,610万円
- ③ 取得先 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号
株式会社NICHIGO

議案47 動産の取得について

次の物品を取得するもの

- ① 物品名 ロータリ除雪車（2.2m／2,300t級）その2
- ② 取得金額 5,571万5,000円
- ③ 取得先 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
ナラサキ産業株式会社北海道支社

議案48 動産の取得について

次の物品を取得するもの

- ① 物品名 ロータリ除雪車（1.3m／700t級）
- ② 取得金額 3,520万円
- ③ 取得先 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号
株式会社NICHIGO

議案49 小樽市教育委員会教育長の任命について

中島正人氏 令和6年4月1日選任予定者
(林秀樹氏 令和6年3月31日辞職)

議案50 市道路線の変更について

(路線名) 樽川風防添線	【資料1】
樽川西循環連絡線	【資料2】
樽川西循環分線	【資料3】

議案51 第7次小樽市総合計画基本構想の変更について

第7次総合計画基本構想（期間は10年）の策定から5年が経過し、策定後の社会情勢の変化等を踏まえた中間見直し（基本構想の変更）を行うもの

《主な見直し（変更）内容》

① 社会変革・時代の変化への対応

D Xや脱炭素などの新たな動きに対する取組方針等についての記載を追加

② 市の状況の変化への対応

P P P / P F I手法の優先的検討や自殺対策などについての記載を追加

③ 人口減少対策の充実化

起業・創業を通じた地域経済活性化など、人口減少対策の取組方針等についての記載を充実・強化

施行期日 令和6年4月1日

報告1 専決処分報告

令和5年度小樽市一般会計補正予算において、地域生活支援事業費に係る予算を措置するため、令和6年1月26日に専決処分したもの

報告2 専決処分報告

令和5年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算において、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業費に係る予算を措置するため、令和6年1月26日に専決処分したもの

（報 告）

・ 専決処分報告

令和5年度における複写機賃貸借料の支払事務において、支払期限を超過したことにより生じた遅延利息について、令和6年2月13日に専決処分したもの

賠償額 400円

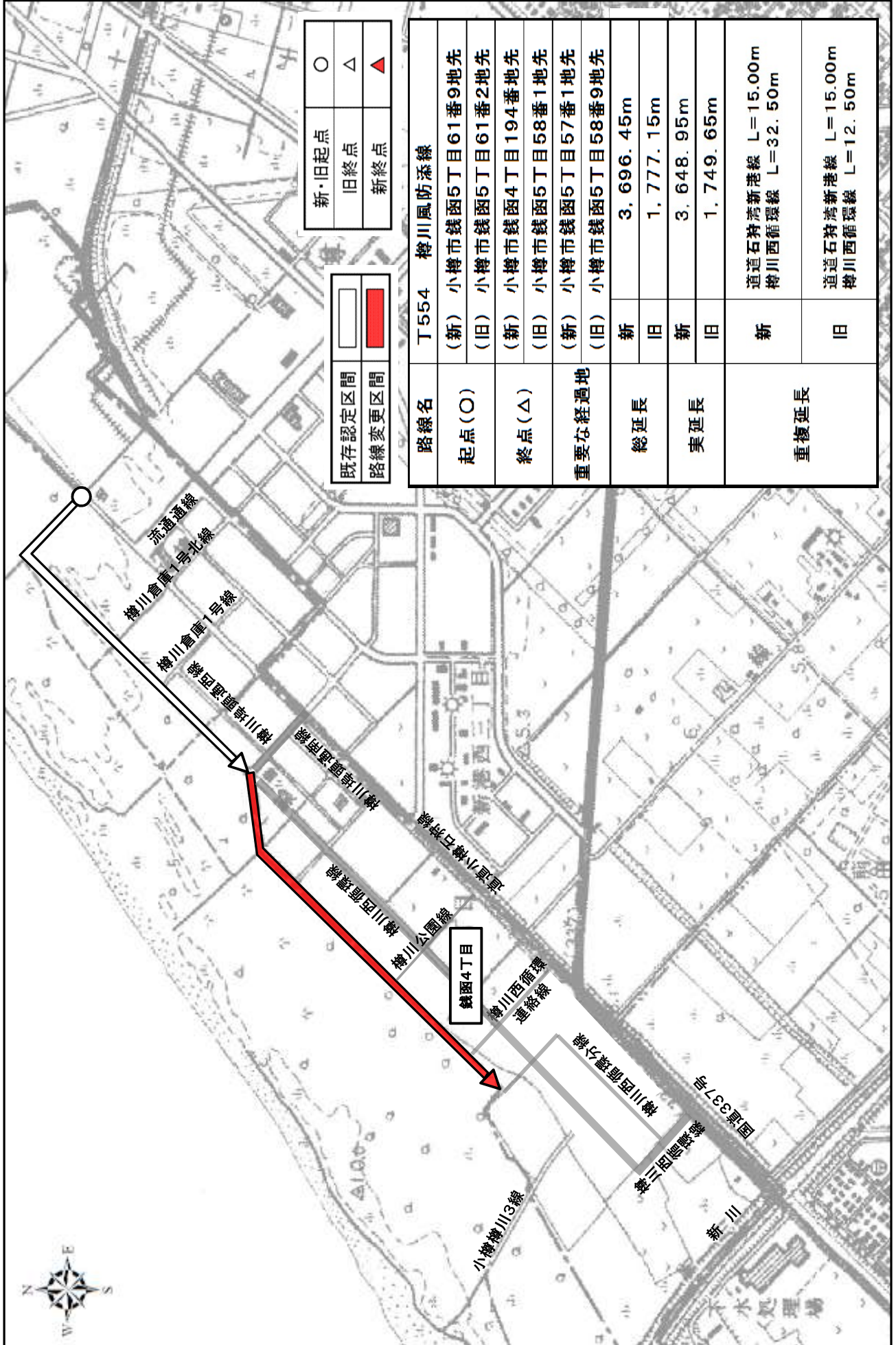
・ 専決処分報告

令和5年12月6日に発生した生活環境部の公用車による車両損傷事故に係る損害賠償について、令和6年2月14日に専決処分したもの

賠償額 28万1,313円（車両修理費等）

発生場所 小樽市桜5丁目15番34号付近 市道桜30号線上

路線変更 樽川風防添線

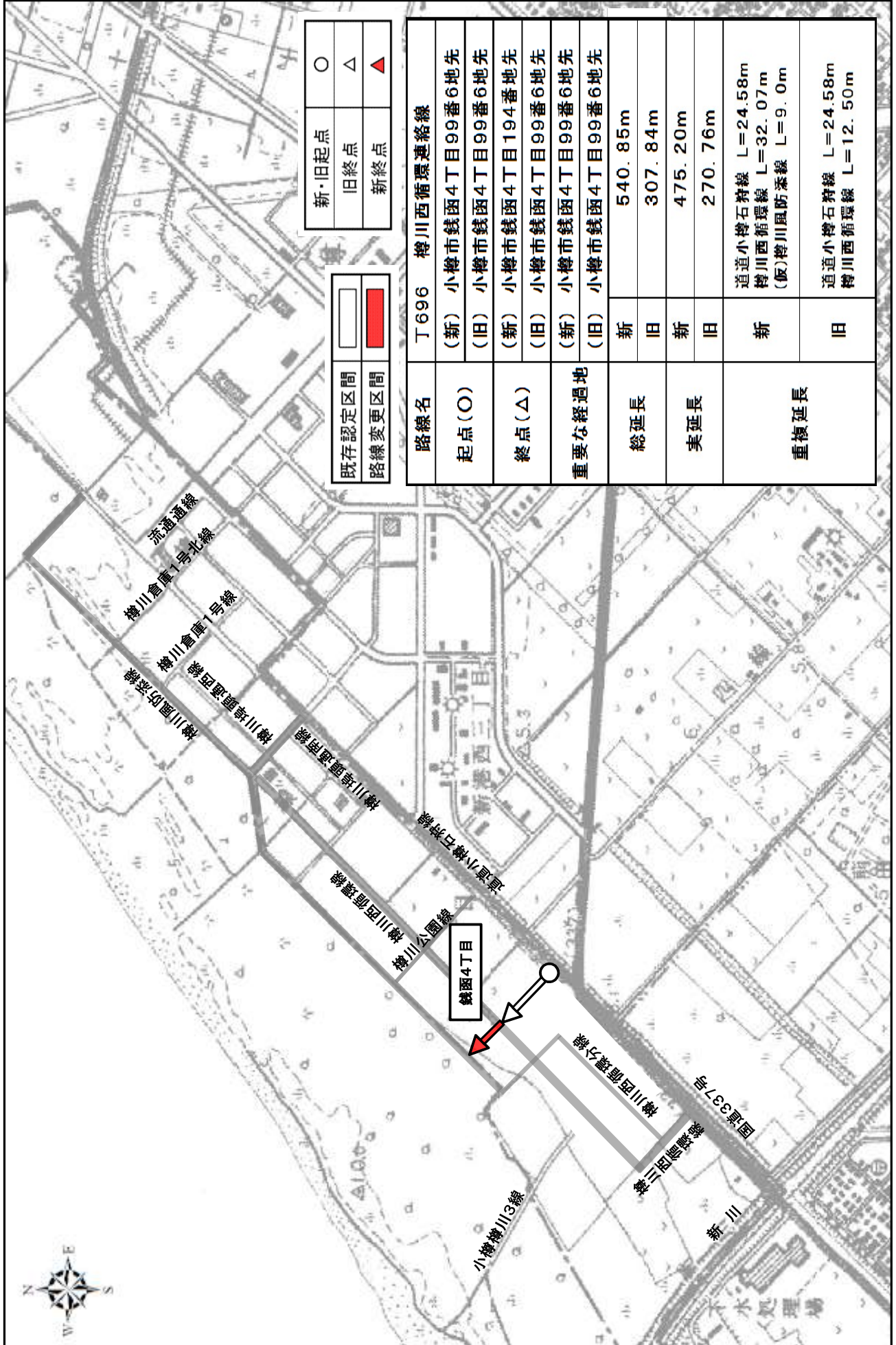


新・旧起点	○
旧終点	△
新終点	▲

既存認定区間	
路線変更区間	

路線名		T554 樽川風防添線	
起点 (○)	(新)	小樽市銭函5丁目61番9地先	
	(旧)	小樽市銭函5丁目61番2地先	
終点 (△)	(新)	小樽市銭函4丁目194番地先	
	(旧)	小樽市銭函5丁目58番1地先	
重要な経過地	(新)	小樽市銭函5丁目57番1地先	
	(旧)	小樽市銭函5丁目58番9地先	
総延長	新	3,696.45m	
	旧	1,777.15m	
実延長	新	3,648.95m	
	旧	1,749.65m	
重複延長	新	道道石狩湾新港線 L=15.00m 樽川西循環線 L=32.50m	
	旧	道道石狩湾新港線 L=15.00m 樽川西循環線 L=12.50m	

路線変更 樽川西循環連絡線

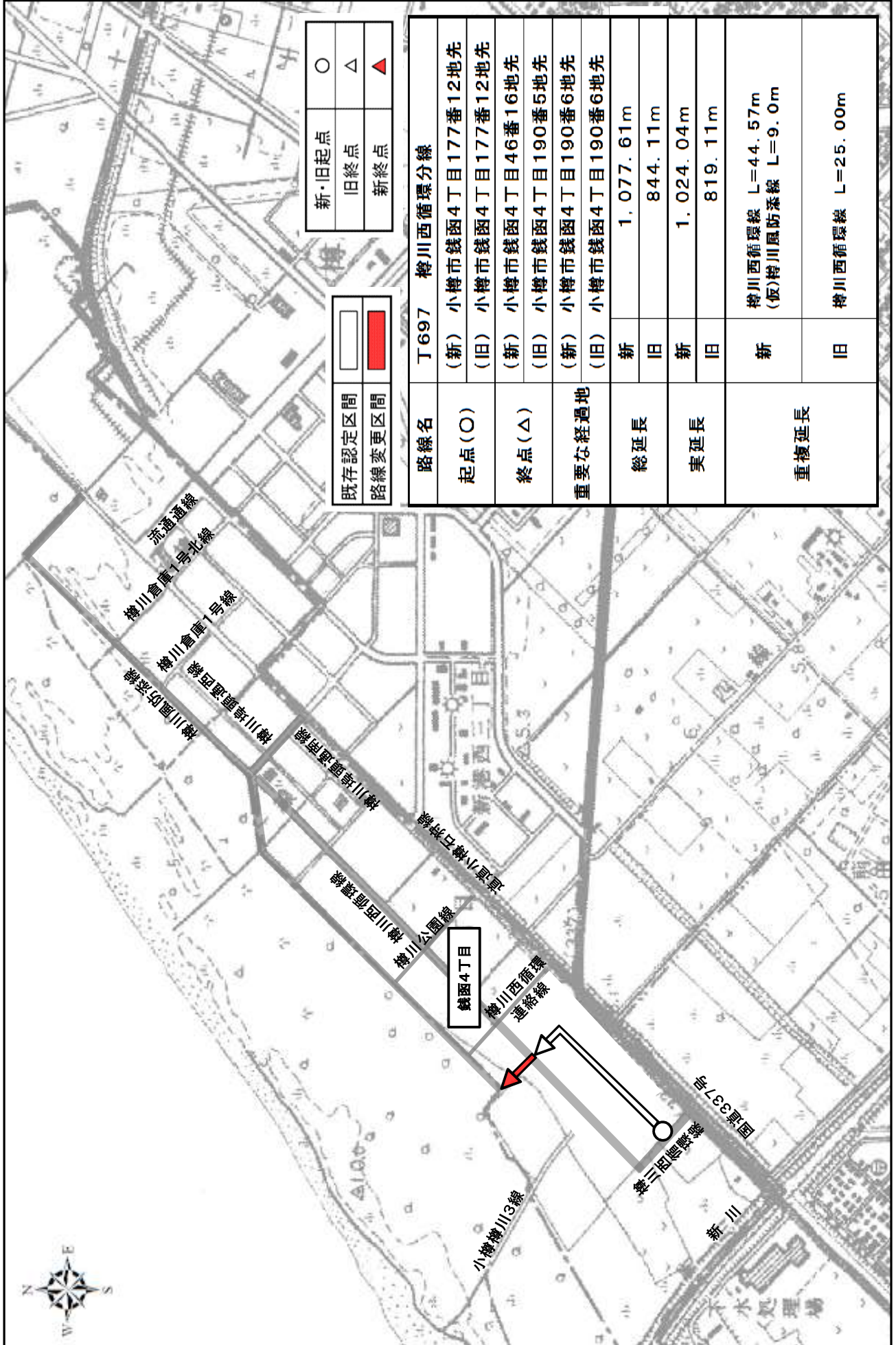


新・旧起点	○
旧終点	△
新終点	▲

既存認定区間	
路線変更区間	

路線名	T696 樽川西循環連絡線	
起点(○)	(新) 小樽市銭函4丁目99番6地先	
	(旧) 小樽市銭函4丁目99番6地先	
終点(△)	(新) 小樽市銭函4丁目194番地先	
	(旧) 小樽市銭函4丁目99番6地先	
重要な経過地	(新) 小樽市銭函4丁目99番6地先	
	(旧) 小樽市銭函4丁目99番6地先	
総延長	新	540.85m
	旧	307.84m
実延長	新	475.20m
	旧	270.76m
重複延長	新	道道小樽石狩線 L=24.58m 樽川西循環線 L=32.07m (仮)樽川風防添線 L=9.0m
	旧	道道小樽石狩線 L=24.58m 樽川西循環線 L=12.50m

路線変更 樽川西循環分線



新・旧起点	○
旧終点	△
新終点	▲

既存認定区間	
路線変更区間	

路線名		T 697 樽川西循環分線	
起点 (○)	(新)	小樽市銭函4丁目177番12地先	
	(旧)	小樽市銭函4丁目177番12地先	
終点 (△)	(新)	小樽市銭函4丁目46番16地先	
	(旧)	小樽市銭函4丁目190番5地先	
重要な経過地	(新)	小樽市銭函4丁目190番6地先	
	(旧)	小樽市銭函4丁目190番6地先	
総延長	新	1,077.61m	
	旧	844.11m	
実延長	新	1,024.04m	
	旧	819.11m	
重複延長	新	樽川西循環線 L=44.57m (仮)樽川風防添線 L=9.0m	
	旧	樽川西循環線 L=25.00m	